

1 理事及び監事の選出に関する規則

1992年10月7日内規制定

1999年9月14日改定

2013年10月26日改定

2014年11月21日改定

2018年4月14日改定

2020年8月17日改定

(定数)

第1条 理事・監事の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 臨床系8名、非臨床系8名

(2) 監事 臨床系1名、非臨床系1名

- 2 定款第21条第2項により、連続して3期目に再任される理事は、前条第1号の定数には含めない。
- 3 理事・監事は、就任年の9月1日現在で65歳以下とする。ただし、定款第21条第1項または第2項により、理事が連続して再任される場合はこの限りではない。

(予備選挙)

第2条 定款第21条第1項から第3項に規定する在任期数の制限に達する理事及び監事の定員については、予備選挙を行う。

- 2 予備選挙の被選挙者は、当該役員に就任可能な評議員とし、評議員が投票する。
- 3 予備選挙は、第1条の定数の無記名投票とし、得票順に候補者となる意思を確認したうえで、定員の2倍までを本選挙候補者とする。
- 4 同数得票者は年少者を上位とする。
- 5 予備選挙は、郵送またはオンライン投票システムによる。

(本選挙)

第3条 本選挙の被選挙者は、次のとおりとする。

- (1) 予備選挙で選出された候補者
- (2) 定款第21条第1項および第2項に規定する在任期数の制限に達していない理事
- 2 前条の第1号の被選挙者については、略歴及び抱負を提出することができる。
- 3 第3条の第1号については、選挙すべき定数の無記名投票とし、得票順に定員までを当選とする。第3条の第2号については、評議員会において審議する。
- 4 本選挙は、定時評議員会における出席評議員が投票する。ただし、本選挙をオンライン

投票で行う場合は、本選挙実施期間中にオンラインによる投票を実施可能な評議員が投票できるものとする。

- 5 議長が被選挙権のない者の中から指名する投票立会人2名は、開票に立ち会う。

(本選挙の当選者)

第4条 本選挙において、監事の得票順位1位の者が、理事にも当選する得票があった場合、理事に当選することとし、監事の次点者を監事の当選者とする。

- 2 同数得票者は年少者を上位とする。

(有効投票)

第5条 定数を越えて投票した場合は、その投票のすべてを無効とする。ただし、定数未満の投票は有効とする。

- 2 以下の場合は、該当するもののみを無効とする。
 - (1) 臨床系、非臨床系の区分が誤って記載されている場合。
 - (2) 被選挙権のない者の氏名が記載されている場合。
 - (3) 複数の同姓の被選挙者が居る場合で、姓の記載しかない場合。
 - (4) 氏名の判読が困難な場合。

(開票結果の公表)

第6条 予備選挙及び本選挙の結果の公表は、次点者及び次々点者までとし、得票数とともに系別に公表する。

- 2 本選挙の次点者及び次々点者は、その順に、補欠の候補者とする。
- 3 本選挙の結果は、議長が適切な方法により会期中に公表する。

(選挙管理委員会)

第7条 予備選挙ならびに本選挙の実施と投票結果を確認するために選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会は、予備選挙を実施する1ヵ月前を目途に設置する。
- 3 選挙管理委員会委員は、被選挙権のない現理事および監事の中から数名を理事長が指名する。
- 4 委員長は、選挙管理委員会委員の互選により決定する。

2 評議員の選出に関する内規

2014年9月1日 法人発足時に評議員選出細則を改訂

(候補者)

第1条 評議員の候補者になれる者は、次のとおりとする。ただし、理事会が特に必要と認めた者については、この限りではない。

- (1) 評議員2名の推薦を受けた者
- (2) 原則として入会後5年以上を経た一般会員
- (3) 十分な研究歴及び研究業績を有する者

2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めた者を候補者にすることができる。

(評議員推薦書)

第2条 所定の評議員推薦書様式は、推薦する評議員2名の署名又は記名押印のち、略歴及び研究業績目録を添えて、原則として定時評議員会開催予定日の3カ月前までに、理事長に提出しなければならない。

(審査)

第3条 評議員推薦書に基づき、理事会において審査したのち、評議員会の承認を得たものを新評議員に選出する。

(再任)

第4条 任期が満了となる評議員の再任については、理事会において審査したのち、評議員会の承認を得るものとする。

3 優秀論文賞選出規定（廃止）

2011年12月17日制定

2018年11月13日改定

2021年7月13日廃止

（設置）

第1条 日本神経精神薬理学会は、定款第4条に基づき、優秀論文賞を設ける。

（名称）

第2条 優秀論文賞の名称は、Neuropsychopharmacology Reports 優秀論文賞
(Neuropsychopharmacology Reports Prize [YEAR] Award) とする。

（対象）

第3条 優秀論文賞は、本学会の学会誌に優れた研究または将来性のある研究の Original Article (※「Case Report」「Micro Report」は含めない。) を発表した筆頭著者に贈られる。選考対象年は、前年発行分（1年間）とする。年齢は問わない。

（表彰）

第4条 優秀論文賞は、年1報とし、年会の際に理事長より、賞状および副賞を授与して表彰する。

（選考）

第5条 選考は、次のとおり行う。

- 1) 優秀論文賞の選考は、学術賞選考委員会において行う。
- 2) 選考委員会は臨床系および非臨床系委員各5名（委員長を含む）から構成される。
- 3) 選考対象者と同一の講座（大学以外の機関はこれに準ずる部局）に所属する選考委員は、その年度の選考には加わらないものとする。
- 4) 適任者がいない場合は選出しないことがある。
- 5) 学会事務局は、該当の論文リストを選考委員に送付する。
- 6) 学術賞選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて理事長に報告する。委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および結果を、また評議員会に選考結果を報告する。

附 則

- 1) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

4 学術奨励賞選出規定

2011年12月17日制定
2019年10月11日改定

(設置)

第1条 日本神経精神薬理学会は、会則第4条に基づき学術奨励賞を設ける。

(名称)

第2条 学術奨励賞の名称は、日本神経精神薬理学会 学術奨励賞 (Japanese Society of Neuropsychopharmacology Young Investigator Award) とする。

(対象)

第3条 学術奨励賞は、将来性のある優れた若手の神経精神薬理学研究者を表彰するものとする。

対象は、申請年12月末時点で、以下(1)～(3)の条件を満たすものとする。

受賞は年2名以内とし、基礎研究1名、臨床研究1名とする。専門領域は、応募時点では学会に登録しているものに拠る。

尚、本賞を受賞した者は再度応募する事は出来ない。

(1) 受賞候補者の年齢は申請年の12月末時点で45歳未満とする。

ただし、産休、育休などで研究が途切れた者、医学部卒等の理由で研究歴が短い者などは、この限りではない。

(2) 推薦日時点において、受賞候補者の会員歴が3年以上である。

(3) 本年会での発表歴（筆頭演者）が1回以上ある。

(推薦)

第4条 学術奨励賞の推薦者は、本学会評議員とする。推薦者は、下記の書類を学術賞選考委員会が指定した期日までに日本神経精神薬理学会学術賞選考委員会宛てに配達記録の残るもので提出する。

(1) 推薦書類（様式1）

[推薦書、研究概要、原著論文・総説のリスト（本学会刊行物の場合は＊印を付す）、本学会年会での発表リスト]

(2) 候補者の履歴書

(3) 代表論文3編の別刷

(表彰)

第5条 学術奨励賞は賞状および副賞とし、年会の際に理事長より表彰する。受賞者はその研究成果をまとめ、受賞年度の年会において受賞講演を行う他、
”Neuropsychopharmacology Reports” に受賞記念の総説等を発表し、また学会ウェブサイトに当該研究の紹介記事を寄せるものとする。

(選考)

第6条 (1) 学術奨励賞の選考は、学術賞選考委員会にて行う。
(2) 選考委員は臨床系および非臨床系委員各5名（委員長を含む）から構成される。
(3) 本学会年会での発表や学会誌への掲載も選考基準となる。
(4) 学会事務局は、推薦書類を事前に選考委員に送付する。
(5) 選考対象者と同一の講座（大学以外の機関はこれに準ずる部局）に所属する選考委員は、その年度の選考には加わらないものとする。
(6) 適任者がいない場合は選出しないことがある。
(7) 学術賞選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて理事長に報告する。委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および結果を、また評議員会に選考結果を報告する。

附 則

1) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(様式 1)

推薦日： 年 月 日 (西暦)

日本神経精神薬理学会学術奨励賞 推薦書

日本神経精神薬理学会理事長 殿

下記の研究業績をもって、日本神経精神薬理学会学術奨励賞に推薦致します。

1. 受賞候補者

氏 名：

生年月日：(西暦) 年 月 日 生 (年 月 日 現在 歳)

所属機関および職名：

学会入会年月日：(西暦) 年 月 日 (会員歴 年)

※受賞候補者の履歴書 (A4 1枚程度 書式自由) を同封して下さい。

2. 推荐理由 (業績の背景、今後の展望を含めて)

推薦評議員 年 月 日 (西暦)

ご所属

ご氏名

印

2. 研究概要 (A4 1枚以内)

※代表論文についてもアピールして下さい。

3. 原著論文、総説のリスト（申請課題に関するものに○印をして下さい。）

※代表論文3編の別刷も合わせて提出して下さい。

4. 本学会年会での発表リスト(筆頭演者分のみ)

5 倫理委員会規定

2006年9月6日施行

2014年2月28日改訂

2021年1月29日改訂

(設置)

第1条 日本神経精神薬理学会（以下「学会」という）に、実験動物、ヒト及びヒトの生体組織を対象とした薬理学の研究（以下「研究等」という）において倫理的配慮を図るため、倫理委員会（以下「委員会」という）規定を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 倫理委員会委員長
 - (2) 臨床医学を専攻する委員2人以上
 - (3) 基礎医学を専攻する委員2人以上
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員長及び各委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員長は理事会において選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議場となる。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ（委任状を含む。臨床医学を専攻する委員1名、基礎医学を専攻する委員1名は必ず含まれること）、議事を開き、議決することができない。

委員は委員会において知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。任期を終えた後も同様とする。

(変更・改廃)

第5条 この規定は、理事会の議決を経て行う。

倫理規定（補遺）

「人を扱う研究については、世界医師会によるヘルシンキ宣言（その改訂版を含む）および日本精神神経学会の「臨床における倫理綱領」及び「臨床研究における倫理綱領の補遺（学会ホームページ URL を記載）等に記載された倫理規約に則し、発表にあたっては、必要とされるインフォームド・コンセントを得て、プライバシーに関する守秘義務を遵守し、匿名性の保持に十分な配慮をしたことを明示してください。動物実験を用いた研究については関連法令・通達のほか、各機関における動物実験指針を遵守してください。」

以上

【参考】日本精神神経学会 臨床研究における倫理綱領の補遺 2013年1月19日理事会承認

1997年に、日本精神神経学会は「臨床研究における倫理綱領」を発表したが、その後、日本全体として臨床研究の倫理的配慮に対する議論がなされ、また臨床疫学、脳科学、ゲノム医学など研究手技や技術の進歩があり、それに対応して政府から種々の臨床研究に関連する指針が発表され、適宜改正もなされている。この点を踏まえ、日本精神神経学会会員の関与する、直接生きた人を対象とする研究、人由来の試料および人に係わる情報を用いた研究、そして死者由来の試料および死者に係わる情報を用いた研究を含む、あらゆる人を対象とした研究に関して、政府が策定した以下の諸指針に則って研究を行うことを求める。

- ・2013年1月19日(理事会承認時)時点での日本における医学研究の指針
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(2001年告示、04、05年改正)
疫学研究に関する臨床指針(2002年告示、04、05、07年改正)
臨床研究に関する倫理指針(2003年告示、04、08年改正)
遺伝子治療臨床研究に関する指針(2002年告示、04年改正)
ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(2006年告示、2010年改正)
ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(2009年告示、2010年改正)
ヒトES細胞の使用に関する指針(2009年告示、2010年改正)
ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(2010年告示)
なお、今後、新たな指針が追加された場合、あるいは既存の指針が改正された場合等は、適宜、「臨床研究における倫理綱領の補遺」は追加、改正する予定であるが、会員各位は理事会承認を待たずに政府指針に従うよう留意されたい。

1, 2, 3, 4, 5に関しては下記の厚生労働省の web site を参照。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>

6, 7, 8に関しては下記の文部科学省の web site を参照。

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_es.html

6 神経精神薬理振興基金運用規定

2011年3月7日施行

2020年11月14日改訂

(設置)

第1条 本運用規定は、神経精神薬理振興基金の運用に関して定めるものとする。

(目的)

第2条 日本神経精神薬理学会（以下、本学会という）と関係国際学術団体もしくは研究者との学術交流の普及・奨励を目的とする。

(対象)

第3条 次の活動に必要な経費の補助金として、必要な支出を行う。

- (1) 海外で開かれる国際会議等で本学会が認めた者の派遣費用（参加費もしくは旅費もしくは滞在費等の一部もしくは全額）を補助する。
- (2) 国際的な学術大会へ日本の若手研究者が積極的に参加することの奨励を目的として、優れた演題に対し優秀賞を与え、その副賞（賞金）を授与する。
なお、本選考に関わる費用、賞牌費についても基金から捻出するものとする。
- (3) 本学会が主催または共催する学術大会に参加する海外の研究者の来日旅費及び滞在費（全額または一部）を補助する。
- (4) その他、本学会が適当と認めた国際学術交流に貢献する事業。
なお、当面の間、AsCNPの常設事務局の設置・維持するために係る費用も本事業に属するものとする。

(応募)

第4条 第3条の（1）（2）については当該会議等へ出席する会員が、また、第3条の（3）については招聘者である会員が、申請書類を理事会へ提出する。

(義務)

第5条 第3条の（2）（3）については、本人または招聘者もしくは事業の責任者である会員から、当該活動の終了後に報告義務として学会ホームページに当該活動の概要を報告する。

(変更・改廃)

第6条 規定の変更・改廃は理事会の承認を得るものとする。

7 理事会運営に関する内規

2011年3月7日理事会運営細則

2014年9月1日法人発足時に改訂

2021年4月17日改定

2021年7月13日改定

(決議)

第1条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決定する。ただし、理事会に出席しない理事が書面によつて議決権を行使または委任することを認め、この場合、その理事は出席したものとみなす。

(アドバイザー)

第2条 理事会が必要と認めるときは、理事会にアドバイザーを置くことができる。

(理事分担機能)

第3条 理事分担機能を担う委員会、次のとおりとし、委員長が理事でない場合は、理事の中から担当理事を選任する。

- (1) 総務、執行、広報、編集、財務、国際学術、学術賞選考、研究推進、倫理
- (2) その他、理事会が必要と認めるもの

(議事録)

第4条 理事会の議事については、議事録を作成し、ホームページに掲載して会員に会告する。

(旅費交通費の支給)

第5条 職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。但し、当学会の年会時の理事会等に出席する場合は、年会参加に要する費用分は支給しない。

(旅費交通費の種類)

第6条 旅費及び交通費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊料とする。

(旅費交通費の計算)

第7条 旅費及び交通費は、最も経済的な経路及び方法による場合の実費を支給する。

宿泊料は、一泊15,000円を上限とした実費とする。

附 則

- 1) 本規定を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

8 功労会員の推薦に関する内規

2010年9月14日理事会承認

2014年9月1日法人発足時に改訂

2023年2月16日改訂

第1条 「特に貢献した者」の目安は、本会の評議員歴10年以上の者とする。

第2条 年齢は、4月1日現在で65歳以上とする。

第3条 理事または評議員2名の推薦状を理事長に提出する。

第4条 その他、本学会の発展に著しく寄与した者。

第5条 本内規を変更するには、理事会の承認を得なければならない。

9 名誉会員の推薦に関する内規

2011年6月3日改定

2014年9月1日法人発足時に改訂

2016年4月10日改訂

2023年2月16日改訂

第1条 「特に功績のあった者」の目安は、理事長もしくは会長経験者、又は理事を4期、理事を2期及び監事を1期、もしくは監事を2期以上務めた会員で、特に本会の発展に寄与した者とする。

第2条 年齢は、4月1日現在で65歳以上とする。

第3条 理事2名の推薦状、業績目録、略歴（会員歴および役員歴を含む）を理事長に提出する。

第4条 その他、顕著な功績のあった者。

第5条 本内規を変更するには、理事会の承認を得なければならない。

10 特別功労賞選出規定

2014年11月21日制定

(目的)

第1条 日本神経精神薬理学会は、本会の活動に特別の貢献があった会員を表彰することを目的として、特別功労賞を設ける。

(名称)

第2条 特別功労賞の正式名称は、日本神経精神薬理学会 特別功労賞 (The Japanese Society of Neuropsychopharmacology Lifetime Achievement Award) とする。

(選考)

第3条 理事または学術集会の会長が候補者を推薦し、理事会において選考する。

附 則

- 1) 受賞者の年齢は、表彰の年の9月1日現在で**66歳以上**とする。
- 2) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

1.1 法人会員に関する内規

2018年1月19日制定

第1条 定款第5条第5項により、本会の事業を賛助する意思を有する団体で、理事会の承認を得た者を「法人会員」とする。

第2条 法人会員である団体の代表者1名は、本学会年会に無料招待されるものとする。

第3条 法人会員である団体の代表者1名は評議員限定セッション等のクローズド・セッションへの参加資格を付与されるものとする。

第4条 法人会員である団体は、年会における企業企画セッションを提案する資格を有する。

第5条 年度毎の年会会長は第2条および第4条の実現に向け努力するものとする。

12 JSNP Excellent Presentation Award選出規定

2017年12月13日制定

2019年10月11日改定

(設置)

第1条 日本神経精神薬理学会は、JSNP Excellent Presentation Award を設ける。

(名称)

第2条 JSNP Excellent Presentation Award for CINP あるいは AsCNP とし、開催年を付記する。

(対象)

第3条 JSNP Excellent Presentation Award は隔年に開催される国際神経精神薬理学会(CINP)大会およびアジア神経精神薬理学会(AsCNP)大会において、将来性のある優れた若手の発表者を表彰するものとする。

対象は本会員または入会予定者で、開催前年の12月31日時点における年齢が40歳以下の者。ただし、産休、育休などで研究が途切れた者、医学部卒等の理由で研究歴が短い者などは、この限りではない。

(表彰)

第4条 JSNP Excellent Presentation Award は賞状および副賞とし、授与式はCINPおよびAsCNP大会期間中に理事長等より表彰する。

(応募)

第5条 応募者はAbstract等を指定された締切日までに日本神経精神薬理学会事務局へ提出する。

(選考)

第6条 (1) 選考は、学術賞選考委員会にて行う。
(2) 選出人数は、原則として、臨床系研究者より5名、基礎系研究者より5名、合計10名とする。専門領域は、選任時点で学会に登録しているものに拠る。
(3) 応募時に提出されたAbstract、ポスターおよび大会時のプレゼンテーションを総合的に評価し、選出する。
(4) 学術選考委員会は受賞者を決定し、委員長は理事長に報告する。また理事会ならびに評議員会に選考結果を報告する。

附 則

- 1) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

13 鍋島賞選出規定

2017年12月13日制定

(設置)

第1条 日本神経精神薬理学会は、名誉会員である鍋島俊隆先生の篤志により若手研究者支援を目的とし、鍋島賞を設ける。鍋島賞の副賞は鍋島先生からの篤志を原資とする。鍋島賞は鍋島先生の国際的なご活躍とご貢献を鑑み、国際神経精神薬理学会(CINP)大会およびアジア神経精神薬理学会(AsCNP)大会において選出される JSNP Excellent Presentation Award の最優秀者に授与する。

(名称)

第2条 名称は鍋島賞（日本神経精神薬理学会 最優秀演題賞）とし、英文名称はNabeshima Prize (JSNP Best Presentation Award) とする。

(対象)

第3条 鍋島賞は、隔年に開催される国際神経精神薬理学会(CINP)大会およびアジア神経精神薬理学会(AsCNP)大会において選出される JSNP Excellent Presentation Award の中から、その会で最も評価が高かった演題に授与する。

(表彰)

第4条 鍋島賞は賞状および副賞とし、授与式はCINPおよびAsCNP大会期間中に鍋島俊隆先生あるいは理事長等より表彰する。鍋島賞の副賞は、JSNP Excellent Presentation Award の副賞に上乗せして授与する。

(選考)

第5条 (1) 鍋島賞の選考は、学術賞選考委員会にて行う。
(2) JSNP Excellent Presentation Award を選考後、最優秀者を選考する。
(3) 適任者がいない場合は選出しないことがある。
(4) 学術選考委員会は受賞者を決定し、委員長は理事長に報告する。また理事会ならばに評議員会に選考結果を報告する。

附 則

1) 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

14 会費に関する細則

2021年1月29日制定

2023年9月6日改訂

(会費の納入)

第1条 会員は、会費未納がある場合、それが解消されない限り、本学会の会員特典を享受することはできない。

(退会)

第2条 未納会費があるときは、これを全納しなければならない。

2 会費不払いによる退会の場合の学会在籍年度は会費を納入した年までとする。

(再入会)

第3条 退会あるいは会員資格を喪失した元会員が再入会を希望する場合は、当該年度の会費と滞納会費がある場合は滞納会費を添えて申し込まなければならない。

(休会)

第4条 海外留学、海外勤務、病気療養や出産・育児などのため、一時的に学会活動ができない場合、会員は休会届を提出し、理事会承認を得た後、休会することができる。
ただし、休会中は会員としての権限・特典を行使することができず、その期間は学会会員歴に加算しない。

2 休会期間中、会費は免除とする。ただし、休会を申し込んだ年度の会費は納付をする必要がある。
休会期間は本会の学会年度（9月-翌年8月末）単位で、原則として最長3年とするが、必要に応じて再休会を認める。

(復会)

第5条 会員は、休会を解除する場合、復会届を提出し、復会を希望する当該年度の会費を納入しなければならない。

附 則

1) 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。